

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 観光振興課

不利益処分の内容	栃木市観光交流館利用承認の取消し	
根拠法令等及び条項	栃木市観光交流館条例第10条	
処分基準	根拠条項	栃木市観光交流館条例第10条
	参考事項	栃木市観光交流館条例第7条
	設定等年月日	令和 3年 4月20日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市観光交流館条例抜粋 (利用承認の取消し等)</p> <p>第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 利用承認の条件又は指示に従わないとき。</p> <p>(3) 偽りその他の不正の行為により利用承認を受けたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があるとき。</p> <p>2 前項の措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。</p>	